

使用開始日：2013.02.01

りそな毎月払出し・USハイ・イールド債券ファンド2 (限定追加型)(Aコース)/(Bコース)

追加型投信/海外/債券

愛称: **イーグル・インカム2**

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「りそな毎月払出し・USハイ・イールド債券ファンド2(限定追加型)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年1月16日に関東財務局長に提出しており、平成25年2月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産(投資信託証券 (債券 社債(低格付債)))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日
資本金：12億円(2012年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
1兆3,433億円(2012年11月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社りそな銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称
りそな毎月払出し・USハイ・イールド債券ファンド2（限定追加型）（Aコース）	Aコース
りそな毎月払出し・USハイ・イールド債券ファンド2（限定追加型）（Bコース）	Bコース

* 上記を総称して「りそな毎月払出し・USハイ・イールド債券ファンド2（限定追加型）」または「当ファンド」という場合があります。また個別に「各ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。

■ ファンドの目的

毎月の払出水準に基づいて、投資者に対し資金の払出しを行うことをめざすとともに、米ドル建のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を実質的な主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目的として運用を行います。

*当ファンドでは分配金を払出金と表示することがあります。

■ ファンドの特色

1 米ドル建のハイイールド債に投資します。

2 毎月の払出水準に基づいて、投資者に対し資金の払出しを行うことをめざします。払出水準の異なる2つのコース（Aコース：毎月120円^{*}、Bコース：毎月60円^{*}）があります。

^{*}1万口当たり／税引前

3 基準価額が2,000円を下回るまで、投資信託財産の一部を毎月払出します。基準価額が2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

*基準価額は1万口当たりとし、既払払出金を加算しません。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



米ドル建のハイイールド債に投資します。

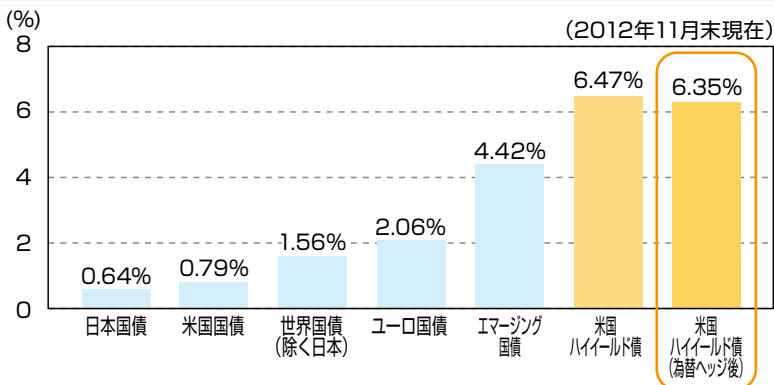
- 米ドル建のハイイールド債を実質的な主要投資対象とすることで、安定的な収益の確保を目指します。
- 主要投資対象とする外国籍の投資信託証券において為替変動リスクの低減を目的として、為替ヘッジを行います。

ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)とは…

一般的に債券等の格付機関(スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている債券をいいます。投資適格債と比較して信用リスク*が高い反面、利回りが高い特徴があります。

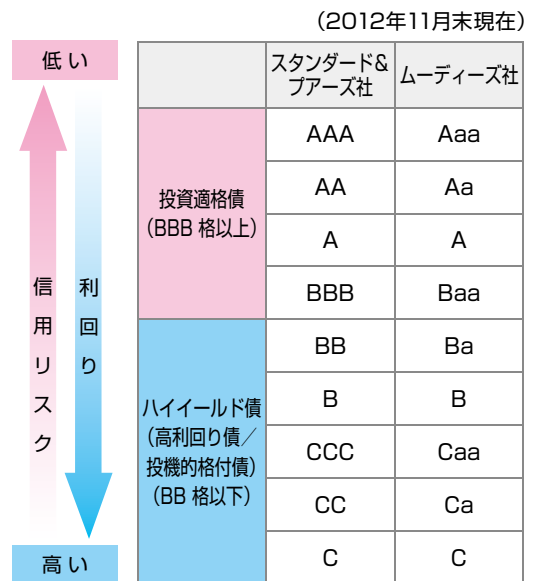
*発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利金等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

各債券の利回り比較



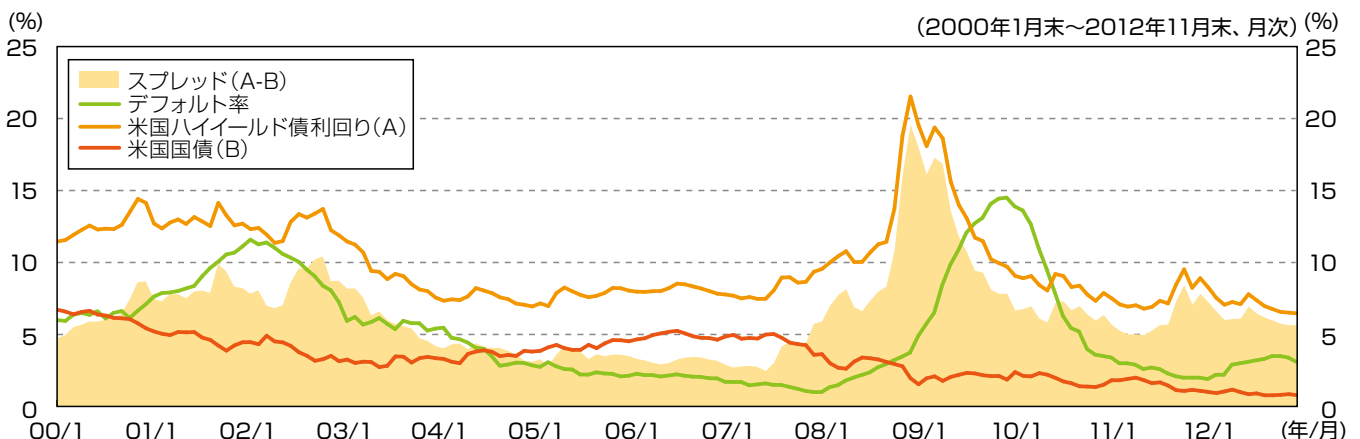
出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
 日本国債：シティグループ日本国債インデックス、米国国債：シティグループ米国国債インデックス、
 世界国債(除く日本)：シティグループ世界国債インデックス(除く日本)、ユーロ圏国債：シティグループユーロ圏国債インデックス、イマージング国債：JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドインデックス、米国ハイイールド債：BofAML・USハイイールド・マスターII・コンストリイント・インデックスの各利回り。為替ヘッジは米ドルLIBOR3か月から円LIBOR3か月を差引いて簡便的に計算しております。当該金利は、為替ヘッジを行うための先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、実際に為替ヘッジを行う先物為替等の市場値から逆算される金利とは異なる場合があります。したがって当該2通貨間の金利差から計算された値と実際のファンドで生じる為替ヘッジによる値が同一になるとは限りません。
 *BofAMLの各インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。

債券の格付と利回り・信用リスクの関係



出所：スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

米国ハイイールド債デフォルト率とスプレッドの推移



- スプレッド：上記グラフは国債とハイイールド債の流通利回りの差を表しています。信用格付の低いハイイールド債が敬遠される傾向のときはスプレッドが拡大します。反対にハイイールド債等のリスク資産が相対的に選好される傾向のときはスプレッドが縮小します。
- デフォルト率：債券の元金(利金および償還金)の支払ができなくなる銘柄の市場に占める割合のことです。デフォルト率の上昇は企業の資金繰りが悪化、デフォルト率の低下は企業の資金繰りが改善していること等を表しています。
 ※金利が低下した場合には債券価格は上昇し、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。

出所：ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
 米国ハイイールド債：BofAML・USハイイールド・マスターII・コンストリイント・インデックス、米国国債：シティグループ米国国債インデックスを使用。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、当ファンドの運用実績ではありません。当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

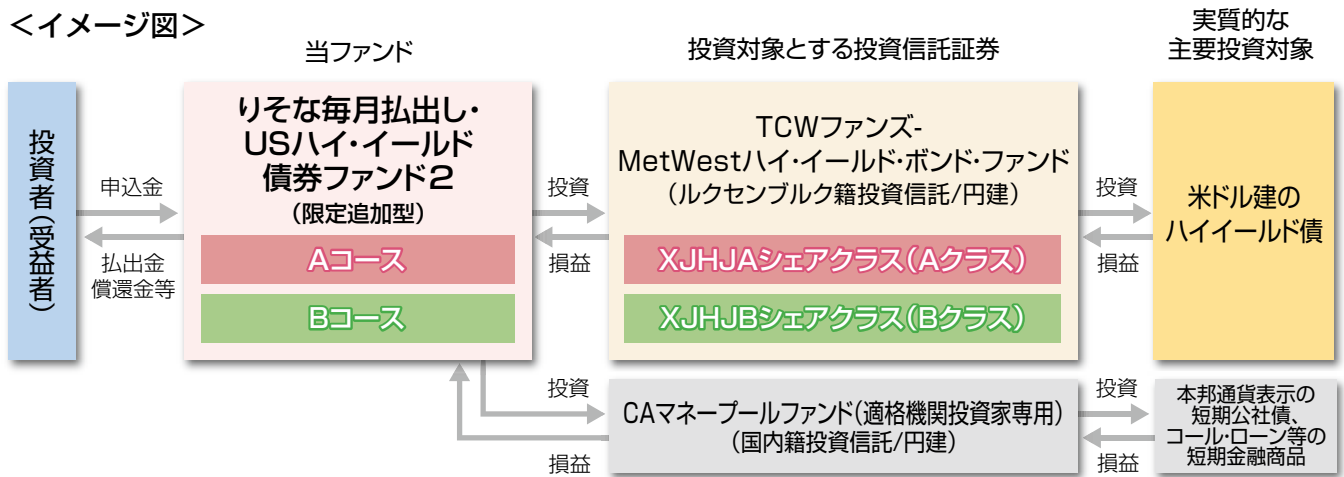
■ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とする外国籍の投資信託証券である「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」と、国内籍の投資信託証券である「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式*で運用します。

*ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

- 米ドル建のハイイールド債の運用は、TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーが行います。

<イメージ図>



毎月の払出水準に基づいて、投資者に対し資金の払出しを行うことをめざします。払出水準の異なる2つのコースがあります。

払出水準

Aコース

毎月120円 (1万口当たり/税引前)

Bコース

毎月60円 (1万口当たり/税引前)

- * 払出水準は、上記の額のお支払いを保証するものではありません。払出額は変更になる場合があります。また、当ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- * 上記の払出水準は、投資対象ファンド*における組入債券の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行いうるとの予想に基づくものです。
- * 払出金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。基準価額(1万口当たり/既払分配金を含みません。)が2,000円を下回った場合、繰上償還となり、その後の払出しは行われません。
- * 払出金は、実質的には元本の払戻しに相当します。
- * ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

※投資対象ファンドの詳細については、「当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

- 各コースは、原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、払出しを行います。
* 第1期決算日は平成25年4月12日としますが、原則として、第3期決算日(平成25年6月12日)より払出しを行います。

上記の払出しの仕組みは、現在の法令や諸規則などを前提としています。今後法令や諸規則などが変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



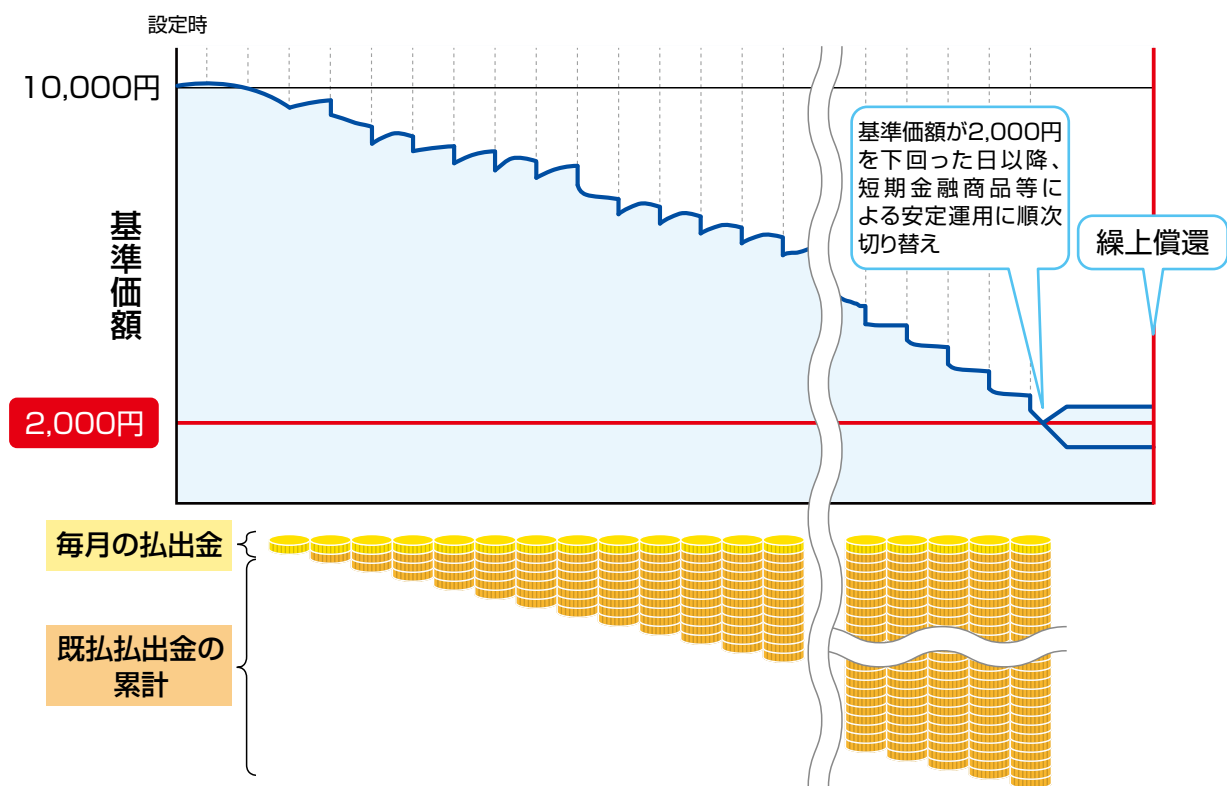
基準価額が2,000円を下回るまで、投資信託財産の一部を毎月払出します。基準価額が2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。^(注)

●基準価額は1万口当たりとし、既払払出金を加算しません(以下同じ)。

(注)ファンド規模によっては、基準価額にかかわらず繰上償還となる場合があります。詳しくはP.8「その他の留意点 1.ファンドの繰上償還基準」をご参照ください。

- 払出金は、実質的には元本の払戻しに相当します。運用収益が発生した場合、その収益が払出金に充当されます。
- 払出金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、払出金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

基準価額の推移と毎月の払出しのイメージ



*基準価額が2,000円を下回った場合、繰上償還となり、その後の払出しは行われません。

毎月払出した場合の運用期間のイメージ(信託報酬控除後。運用損益は考慮していません。)

*右記はイメージであり、実際の運用期間とは異なります。

実際の投資にあたっては、運用損益によって、運用期間が短くなることも長くなることもあります。

	基準価額が2,000円を下回るまでの期間
毎月120円の払出し	約5年
毎月60円の払出し	約10年

*上記は当ファンドの基準価額の推移、払出金の累計、繰上償還について分かりやすく説明するためのイメージです。

*上記は当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

*安定運用への切り替えが速やかに行えない場合や、投資対象とする外国籍投資信託証券の償還等の処理に時間を要する場合があります。

*基準価額が2,000円を下回ってから繰上償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が2,000円を大きく下回ることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 配分方針

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ・ 原則として、毎月の払出水準に基づき、これを上限として払出額を決定します。ただし、当ファンドが償還することとなった場合は、払出しを行いません。また、分配対象額が少額の場合には払出しを行わないこともあります。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

■ 収益分配金(払出金)に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

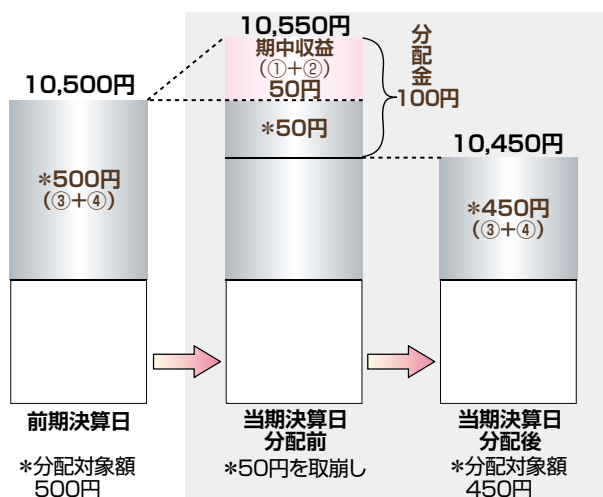
投資信託で分配金が支払われるイメージ



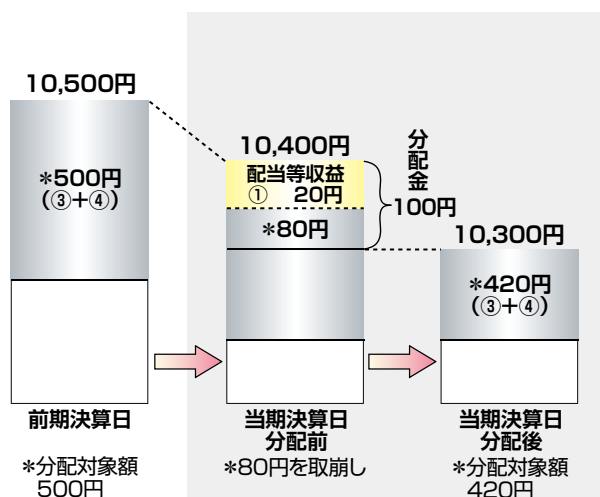
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

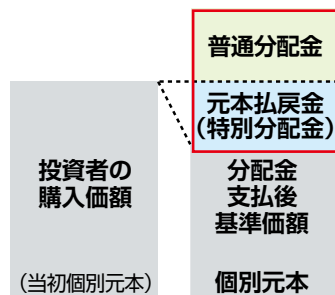


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、配分方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

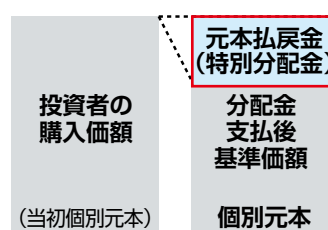
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド (XJHJAシェアクラス) TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド (XJHJBシェアクラス)
基本的性格	ルクセンブルク籍会社型投資信託 (円建)
ファンドの特色	米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンを最大化を目指して運用を行います。
投資方針	① 原則として、純資産総額に借入金額を合算した額の80%以上を米国のハイイールド債に投資します。 ② 通常、ポートフォリオのデュレーションは2～8年程度、償還年限は2～15年程度となります。 ③ 米国及び世界のハイイールド債の中から割安な銘柄に注目します。 ④ TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド (XJHJAシェアクラス) およびTCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド (XJHJBシェアクラス) は、原則として米ドルに対して円で為替ヘッジを行います。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 原則として、バンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ② デフォルトした債券に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行います。
設定日	2012年11月16日
信託報酬	年率0.67%
信託財産留保額	0.1%
その他の費用	ルクセンブルクの年次税の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
投資顧問会社	TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社
運用プロセス	

TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーの概要

- ◆ 1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。
 - ◆ 約1,354億米ドル(約10兆5,070億円、1米ドル=77.60円で換算。2012年9月末現在)の運用資産を有します。
 - ◆ 機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しており、約160万の顧客基盤を有します。
 - ◆ 卓越した企業分析力に基づく優れた銘柄選択能力を有し、ファンド評価機関から最高評価を得ているファンドを多く運用しています。
- *上記は、2012年9月末現在の情報に基づきます。



国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)
基本的性格	日本籍契約型投資信託 (円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	1) 投資対象: 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。 2) 投資態度: ① 主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 ② 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
信託報酬	年率0.0525%～0.3675% (税抜年率0.05%～0.35%)
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は、預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託証券は、主に米ドル建のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。**当該債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

② 為替変動リスク

当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託証券は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、**為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替ヘッジコストがかかることにご留意ください。**

③ 流動性リスク

ファンドに対して短時間で大量の換金の申込があった場合には、当ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託証券において、組入有価証券の売却を行います。ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却が出来ない場合があります。**この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託証券は、主にダブルB格（BB+／Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB-／Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

1. ファンドの繰上償還基準

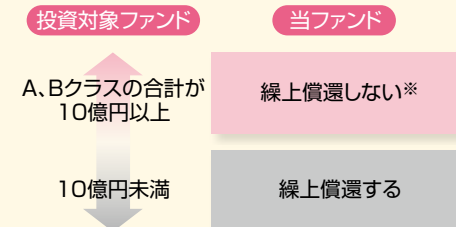
- ①各ファンドの基準価額が2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
- ②平成30年3月13日以降に、主要投資対象とする「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」のXJHJAシェアクラス(Aクラス)とXJHJBシェアクラス(Bクラス)の純資産総額合計が10億円を下回った場合、当ファンドのすべてのコースが繰上償還します。

ファンド規模によって繰上償還になる場合

当ファンドの設定から5年後(平成30年3月13日)以降に、主要投資対象とする「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」のXJHJAシェアクラス(Aクラス)とXJHJBシェアクラス(Bクラス)の純資産総額合計が10億円を下回った場合、当ファンドのすべてのコースが繰上償還となります。

【投資対象ファンドの規模と当ファンドの繰上償還の関係】

<イメージ図>



※資産規模や基準価額水準等により繰上償還になる場合があります。

2. ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

3. ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

ファンドは平成25年3月13日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって以下に記載すべき該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

■ 基準価額・純資産の推移 ■ 分配の推移 ■ 主要な資産の状況 ■ 年間収益率の推移

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

■お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間：平成25年2月1日から平成25年3月12日 継続申込期間：平成25年3月13日から平成25年9月30日 ・平成25年10月1日以降のお申込みは受け付けません。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの購入・換金申込受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成25年3月13日）
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・基準価額が2,000円を下回った場合、安定運用に切り替えを行い、当該ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。 ・当ファンド設定から5年後以降に、「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」のXJHJAシェアクラスとXJHJBシェアクラスの純資産総額合計が10億円を下回った場合、当ファンドのすべてのコースが繰上償還します。 ・委託会社は、各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月12日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は平成25年4月12日です。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて払出しを行います。 原則として、第3期決算日（平成25年6月12日）より払出しを行います。
信託金の限度額	各ファンドについて、5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は 3.15%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% を乗じて得た金額とします。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率0.9765% (税抜0.93%) を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 [信託報酬の配分] (年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2100% (税抜0.20%)</td> <td>0.7350% (税抜0.70%)</td> <td>0.0315% (税抜0.03%)</td> </tr> </tbody> </table> 信託報酬は、委託会社の定める時期または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	委託会社	販売会社	受託会社	0.2100% (税抜0.20%)	0.7350% (税抜0.70%)	0.0315% (税抜0.03%)
	委託会社	販売会社	受託会社					
	0.2100% (税抜0.20%)	0.7350% (税抜0.70%)	0.0315% (税抜0.03%)					
	投資対象とする投資信託証券	「TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド」(XJHJAシェアクラス/XJHJBシェアクラス): 純資産総額に対して年率0.67% 「CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用)」 純資産総額に対して年率0.0525%~0.3675%(税抜年率0.05%~0.35%)						
実質的な負担の上限	純資産総額に対して 年率1.6465%*(税込) ※各ファンドの信託報酬年率0.9765%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.67%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。							
※上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。								
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用(年率0.01%(税込)、上限500万円/回(税込)(本書作成日現在))、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。本書作成日現在、当該諸費用の金額の上限は、固定率にて年0.1%(税込)を投資信託財産の純資産総額に乘じて得た額です。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。							

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

◆上記は、平成25年1月現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント